

平成 18 年 5 月 31 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 3 号
デジタル・アドバイザーズ・コンサルティング株式会社
代表取締役社長 矢嶋 弘毅
(コード番号 4281)

問い合わせ先

戦略統括本部 IR担当

Tel: 03-5449-6300 email: ir_inf@dac.co.jp

内部統制システム構築の基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守し、誠実に行動することを基本方針とし、この実践のために企業理念及び企業行動規範を定める。当社の取締役はこれらに基づき、当社グループ全体における法令、定款、社内規程、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行ない、従業員は各員が企業理念及び行動規範の趣旨を理解、認識し、その遵守に努める。

また当社において、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為が行われている事実を知ったときに、社内及び社外に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「コンプライアンス・ホットライン」を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき作成・保存し管理する。さらに「BS7799」および「ISMS 適合性評価制度」の認証基準を基礎として、「情報セキュリティ基本方針」及びその実践のための「ISMS マニュアル」を定め、情報資産の適切な管理・運用を行なう。なお、これらの情報について、各取締役あるいは各監査役

から要求があるときは速やかに閲覧に供するものとし、その迅速性・利便性を確保するために必要な管理・保存方法を整備する。

3 . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、代表取締役及び常勤取締役を含めた執行役員が、それぞれ担当する分掌範囲において、リスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を行うことを基本とする。さらに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける横断的・統括的なリスク管理体制を構築するための計画的かつ継続的な取り組みを行う。

4 . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、経営と業務執行の分離、及び責任と権限の明確化を図るために執行役員制度を採用している。執行役員は与えられた職務権限の範囲において効率的に職務を執行し、執行役員制度を機動的かつ効率的に運営するために、執行役員会を毎週実施し、取締役会決定事項の徹底及び業務執行状況の確認・報告を行う。

取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督の機能を担い、社外取締役を含め、月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行が効率的に行われていることを監督する。

5 . 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めてグループ各社管理部門の総括の下、適切なグループ経営を行う。グループ各社に関しては、当社から取締役または監査役を派遣し、当該グループ会社の業務推進状況を監督または監査する。さらに、グループ各社との情報共有を図るため、「グループ連絡会」等、情報交換の場を定期的で開催する。またグループ各社は、当社と連携しつつ、自社の規模、事業の性質、その他各社の個性及び特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備・運用する。

6 . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人が必要であると判断した場合には、監査役と協議の上、監査役スタッフを配置する。

当該スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助するものとし、その人事異動、人事評価は常勤監査役の事前の同意を得た上で、これを行う。

7 . 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会、執行役員会、その他重要な会議に出席しかつ必要がある場合には意見を述べ、また重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役、取締役及び執行役員は、取締役会、執行役員会、その他重要な会議において、その担当する業務の執行状況を定期的に報告する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反、定款違反、社内規程違反、その他当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を知ったときは、遅滞無く監査役に報告する。また監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対し報告・説明を求めることができる。

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査の充実を図る。

以上